

社会福祉法人 燈心会 役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 燈心会 定款第8条に規定する評議員及び定款第21条に規定する役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(理事長の報酬)

第2条 理事長の報酬は、一日当たり30,000円とし、勤務実態に応じて支給するものとし、理事長の地位にあることのみによっては支給しない。なお、理事長が行う業務は社会福祉法人 燈心会 役員等職務権限規定第2条第2項に掲げるとおりとする。

2 理事長の出勤に係る交通費は、社会福祉法人 燈心会 就業規則の職員の例に従い支給するものとする。

(評議員の報酬)

第3条 定款第8条に定める評議員の経費については、勤務実態に即してその費用を弁償するものである。

2 評議員が評議員会、研修等に参加する際の報酬は一日当たり5,000円を支給する。
3 旅費は理事会が別途定めた旅費規程に従い支給するものとする。

(その他役員の報酬)

第4条 定款第21条に定める役員の経費については、勤務実態に即してその費用を弁償するものである。

2 役員が理事会、研修等に参加する際の報酬は一日当たり5,000円を支給する。
3 旅費は理事会が別途定めた旅費規程に従い支給するものとする。

(計算期間)

第5条 理事長の報酬の計算期間は、毎月21日から翌月20日までの期間で計算する。

(法定控除)

第6条 理事長の報酬の支払に際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(報酬の支払い)

第7条 理事長の報酬は毎月25日に指定する口座へ振り込む。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の審議・議決を経なければならない。

(附則)

この規程は、平成29年6月10日から施行する。